

基準第10条第3項各号に該当することを証明する書類について

- ◆ 受講申込書には、基準第10条第3項各号のいずれかに該当することを証明する書類の添付が必要となります。

以下のとおり添付書類は、資格（基準各号）に応じて異なりますので、該当する資格の証明に必要な書類を受講申込書に必ず添付してください。

1号該当（保育士）	・保育士証（写し）
2号該当（社会福祉士）	・社会福祉士登録証（写し）
3号該当（高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの）	・卒業証明書 ・勤務証明書
4号該当（教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者）	・教員免許状（写し）
5号該当（大学にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した者）	・卒業証明書（学士の名称が分かるもの）
6号該当（大学にて社会福祉学等の課程を優秀な成績で単位を取得したことにより、大学院への入学が認められた者）	・大学院入学認定書類（写し）
7号該当（大学院にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した者）	・卒業証明書（修士等の名称が分かるもの）
8号該当（外国の大学にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した者）	・卒業証明書（学士等の名称が分かるもの）
9号該当（高卒等の者であって、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市町村長の市町村長が適当と認めたもの）	・卒業証明書 ・勤務証明書（市町村長の証明印の入ったもの又は市町村長が適当と認めたことが分かる証明書が添付されたもの）
10号該当（5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で、市町村長が適当と認めたもの）	・勤務証明書（市町村長の証明印の入ったもの又は市町村長が適当と認めたことが分かる証明書が添付されたもの）

※上記の証明書と、受講申込書で姓が変わっている場合は、姓が変わったことを証明する書類（戸籍抄本）も併せて添付してください。